

予算特別委員会会議録(4)(令和7年3定)			
日 時	令和7年 9月16日(火)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時11分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	面野委員長、小池副委員長、白川・小貫・白濱・横尾・佐藤・ 中村(吉宏)・高橋各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・総合政策・財政・ 産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・こども未来・ 建設各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白濱委員、佐藤委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が白川委員に、松井委員が小貫委員に、平戸委員が白濱委員に、橋本委員が横尾委員に、松岩委員が佐藤委員に、中鉢委員が中村吉宏委員に、下兼委員が高橋委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党、みらいの順といたします。

公明党。

---

○白川委員

◎水道事業・下水道事業について

私からは、水道事業・下水道事業についてお伺いしたいと思います。

私は、ほぼ毎週、街頭演説を定点で実施しているのですが、街頭演説を行っている中で通りかかった市民の方から、水道の件で話しかけられることがあります。それ以前にも、そういった部分でいろいろな意見を伺う機会がありまして、今日は水道料金も含めた水道事業・下水道事業について、いろいろお伺いできればと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

まず、お聞きしたいのですが、人口減少が進んでいる本市において、使用水量が減っていることから収入も同様に減っていると思います。

その中で対応範囲が変わらないことや、設備の老朽化への対応などで支出が増える一方だと考えるのですが、コロナ禍が明けてから観光業も回復して、家事用のマイナス分を業務用がカバーできているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（水道）業務課長

コロナ禍明けの状況ということですので、令和4年度、令和5年度の状況でお答えいたします。

令和4年度末では、家事用の水道料金が前年と比較してマイナス4,121万5,762円、下水道使用料ではマイナス2,767万7,575円となっておりますが、業務用の水道料金では、3,825万4,144円のプラス、下水道使用料では2,066万2,532円のプラスとなっております。

また、令和5年度末においては、家事用の水道料金は、前年と比較してマイナス1,979万9,497円、下水道使用料では1,392万857円のマイナスとなっておりますが、業務用の水道料金ではプラス1,213万4,767円、下水道使用料ではプラス3,720万4,426円となっており、水道料金については家事用の減少分を補うことができておりませんが、下水道使用料については家事用の減少分を業務用で補うことができております。

○白川委員

今、お話を聞いたところだと、下水道は今もフォローできていると思うのですが、今後、上下水道の収入を増やすために、どういった策が有効であると考えているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（水道）総務課長

コロナ禍後、業務用の収入が確実に増加していることから、その収入は増加につながっておりますが、一般的には使用者が増加することや、料金改定が収入増に有効であると考えております。

○白川委員

利用者の増加か料金改定ということで、分かりました。

次に、第2次小樽市上下水道ビジョンの第1章「4 将来の事業環境」水道事業(2)水道施設の更新需要について、施設の統廃合やダウンサイジングを考慮して事業費を平準化したケースで試算を行った結果、約645億円の事業費が必要となり、それを年間の事業費に置き換えると約13億円の事業を継続していかなければならない見通しとなっております。

これは、今の相場ではどのくらい上がっているのか、影響等についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(水道)水道事業課長

水道事業の更新工事につきましては、第2次小樽市上下水道ビジョンを策定した令和元年と比較いたしまして、労務単価や資材単価の値上がりにより、工事コストが格段に上昇しております。年間約13億円と設定していた事業費では、計画どおりの事業を実施できていない状況となっております。

今後は、施設の適切な維持管理を行い、延命化を実施しまして、年間約13億円の事業費の枠は維持しつつ、より効果のある工事を選別し、事業を推進してまいりたいと考えております。

○白川委員

13億円の枠はそのままということで理解いたしました。

次に、第2次小樽市上下水道ビジョンの第3章の「5 お客さまの視点に立った事業経営」(2)料金システムの充実には、「近年、使用していない分も料金を支払っているという意見も多く、わかりやすい料金体系が求められています。」とありますけれども、この部分について課題等があればお聞かせいただけますでしょうか。

○(水道)総務課長

第2次小樽市上下水道ビジョン料金システムの充実の件の課題についてですが、水道料金、下水道使用料における基本水量が2か月で20立方メートルとなっているが、基本水量に満たない利用者が増えております。また、基本料金は、使用した水量にかかわらず、事業を運営するために必要な固定経費の一部を負担していただくものですが、使用していない分の料金等まで支払っているという意見もありますので、これらの点が課題になっていると認識しております。

○白川委員

ここで質問ですけれども、家事用で例に挙げると、上下水道とも基本料金の中に使用水量20立方メートルまで含まれているのですが、使用した水量とは別に、事業を運営するために必要な固定経費の一部の負担とした使用料とは別の純粋な基本料金とはならないのか、お聞かせいただけますか。

○(水道)総務課長

料金体系についてなのですが、基本料金を設定しまして使用した分に対して料金を頂く従量制という形についても料金設定の一つの方法とは認識しております。今後も、料金設定をする際においても、その内容は検討していくものと考えております。

○白川委員

先ほど言っていた課題について、今後、実現方法についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○(水道)総務課長

今後、必要な更新費用や収益などを踏まえた資金の見通しを考慮して基本水量、基本料金を見直すことの検討や、将来の財政状況を踏まえ、計画的に見直すことについても検討が必要だと考えております。

○白川委員

今後、必要な更新費用や収益などを踏まえた資金の見通しを考慮し、基本水量、基本料金を見直しを検討すると

いう部分ですけれども、これは令和元年に策定されたと思いますが、現在の検討状況についてどうなっているのか、御説明いただけますか。

○(水道)総務課長

公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領が令和7年2月に改定されましたので、その要領の入手、また、国土交通省では、経営改善、耐震化推進の課題解決に向けた手順等を示すガイドラインを策定するものと聞いておりますので、これらを踏まえた上で見直しについても総合的に判断していくことになるため、現状では情報収集と先ほどの料金改定要領に沿った検討をしているところでございます。

○白川委員

それについて、もし今後のスケジュールみたいなものがあれば、お聞かせいただけますか。

○(水道)総務課長

まだ料金改定をすることについては決定しておりませんので、決まっております。

○白川委員

次に、第2次小樽市下水道ビジョンの第4章の「投資・財政計画」、「1 水道事業会計」、財政計画(収支計画)で、「投資計画や維持管理計画、料金収入の見通しなどを踏まえ作成した財政計画における10年間(令和元年度から令和10年度)の収支の見通し」について御説明いただけますか。

○(水道)総務課長

第2次小樽市水上下水道ビジョンの収益的収支では、収入は給水人口の減少により料金収入の減少が見込まれ、支出では、老朽化施設の更新が増え減価償却費が増加することから、損益収支は悪化し、令和8年度には損失が発生する見通しです。

資本的収支では、老朽化施設の更新が増えることにより企業債の発行は増えるため、収入、支出ともに増加します。企業債償還金に大きな増減がなく推移することから、収支はほぼ横ばいで推移する見通しです。

最後に、資金収支としては、ビジョンの最終年度である令和10年度において、約17億円は確保される見込みですが、損失が徐々に大きくなっていくため、資金額は今後減少する見通しです。

○白川委員

今お聞かせいただいた資金収支の部分で、令和10年度において、約17億円を確保される見通しですが、損益収支の損失が徐々に大きくなっていくために資金額は今後減少する見通しとあるので、令和11年度ぐらいから先はもう資金不足が顕在化してくることになるのか、お聞かせいただけますか。

○(水道)総務課長

先ほどもビジョンの見通しでお答えしていますが、令和11年度以降も人口減少や物価高騰などの影響がありますので、今後も資金が減少していくことが想定されます。

○白川委員

次に、同じく下水道事業会計もお聞きます。投資計画や維持管理計画、使用料収入の見通しなどを踏まえ作成した財政計画における10年間の見通しについて御説明いただけますか。

○(水道)総務課長

第2次小樽市上下水道ビジョンの収益的収支では、収入は、水洗化人口の減少により使用料収入の減少が見込まれ、支出では、老朽化施設の更新が増え減価償却費が増加することから、収支は悪化し、令和6年度には損失が発生する見通しとなっております。

資本的収支では、老朽化施設の更新が増えることにより企業債の発行は増えますが、支出における企業債償還金の額が大きく減少するため、収支は改善される見通しです。

最後に、資金収支としては、ビジョンの最終年度である令和10年度において約10億円は確保される見込みですが、

損失が徐々に大きくなっていくため、資金額は今後減少する見通しとなっております。

○白川委員

ここで資金収支について確認したいのですけれども、下水道事業は建設事業に対する国からの交付金や元利償還金に対する一般会計繰入金などの財政措置が大きく、制度改正による影響が大きいので、国の動向を注視する必要がありますと第2次小樽市上下水道ビジョンにも書かれています。

これは要するに一見好転しているように見えるけれども、制度依存が強いから油断できないという解釈でいいのか、確認させてもらっていいでしょうか。

○(水道)総務課長

今、委員のおっしゃったとおりなのですが、下水道事業は建設事業に対する国からの交付金や元利償還金に対する一般会計繰入金などの財政措置が大きい状況です。制度改正による影響が大きいので、やはり国の動向を注視していく必要があるということで、油断できないというよりは国の交付金や補助金の対象となるものがどう動いていくかを注視していく必要があるかと考えております。

○白川委員

これは上下水道に共通するのですけれども、年次計画が第2次小樽市上下水道ビジョンに書かれていたと思うのです。現在、事業者の人手不足による部分で計画のずれという部分は発生しているのか、お聞かせください。

○(水道)水道事業課長

具体的な事業への影響といたしましては、工事の入札不調が挙げられると考えられます。水道更新工事の過去3年間の入札不調件数では、令和4年度が3件、令和5年度が4件、令和6年度が2件発生しており、下水道更新工事につきましては、令和4年度は2件、令和5年度は2件、令和6年度は2件の入札不調が発生しております。

○白川委員

ちなみにですが、入札不調によってどういった影響が出ているか、お聞かせいただけますか。

○(水道)水道事業課長

先ほどの答弁にもございましたが、計画どおりの工事の進捗をできていないところが一番大きな原因にはなっていると思います。そういった部分については国費を入れなければいけない事業も含まれておりますので、後段に延期したり、より優先的な事業を優先して行ったりと調整を図っているものでございます。

○白川委員

上下水道の事業会計の見通しは理解できたのですけれども、今後、実施していかなければいけないと思われる料金改定という部分はこういったプロセスが必要で、料金改定までにどのぐらいの期間が必要なのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(水道)総務課長

水道局内で投資財政計画策定などによる内部検討を行い、小樽市としての方向性を決めた上で小樽市水道料金等審議会において審議を行います。審議会の答申を受け、内部調整を行った後に議会説明をするとともに、条例改正の議案を提出します。また、市民に対して適宜説明する機会を設けることとなります。期間としては、最低でも2年は必要と考えております。

○白川委員

市民への説明も丁寧にやっていかなければいけないと考えるところです。

そうなってくると、いつまでに料金改定の方向性を固めるのが望ましいのか、お聞かせいただけますか。

○(水道)総務課長

第2次小樽市上下水道ビジョンでも取組項目として挙げておりますが、計画的に料金を見直すルールづくりについての検討をしておりますので、事業に支障の出ない時期がいつなのかを判断していきたいと考えております。

○白川委員

今後、決めていただいて、こういった情報は市民の方もすごく気にされていると思いますので、早めにお聞かせいただければと思います。

最後に、第4章の「投資・財政計画」について、今お示しいただいているのは令和10年度までだと思うのですが、令和11年度以降の見通しについてお聞かせください。

○(水道)総務課長

令和11年度以降も、人口減少による減収や物価高騰や労務単価上昇による維持管理費の増加は継続していくことを見込んでおります。施設の更新も必要であることから、支出にも大きな影響が出ると見込んでおります。

○横尾委員

◎観光行政とDMOについて

観光行政とDMOについて改めての確認もありますけれども、お聞きしたいと思います。

観光は、成長戦略の柱であり、地方創生の切り札だと言われております。国内の旅行者のみならず、訪日外国人の地方誘客等、着地側の受入れ環境を主体に担うDMOに対する期待がとても大きいと言われております。持続的な観光地を形成するためには、経済、社会、環境面でも持続的であることがとても重要です。そのような背景もありまして、個々の観光地域づくり法人であるDMOがその機能を最大限発揮できているかを把握する段階に入ったとも言われております。

そこで今回質問させていただきたいと思っているのですが、小樽市でも小樽観光協会で令和4年10月28日付で登録観光地域づくり法人、登録DMOに正式に登録されましたが、この登録によって、どう変わったのかをお聞きしたいと思います。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

小樽観光協会におきます登録による変化につきましては、観光地域づくり法人形成連絡会議の開催を通じて地域の合意形成を図る仕組みが構築されたことや、観光地域づくり法人形成確立計画において、KPIや具体的ターゲットを設定し、ターゲットの誘客に向けた取組方針を明確化したことなどが挙げられます。

○横尾委員

それでは、小樽市もこのDMO登録があった上で行政として変わったことはありますか。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

登録により行政として、市としての変化につきましては、観光地域づくり法人形成連絡会議に市として参画したことや、DMOを対象とした国の支援制度などの活用に当たって連携して取り組んでいるなどがあります。

○横尾委員

具体的に会議が開かれたり制度の活用があったりということを確認しました。

そもそも観光行政とDMOの役割の違いについて説明してください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

DMOと行政の役割の違いにつきましては、まず、DMOの役割につきましては、地域の「稼ぐ力」を引き出し、多様な関係者と協働しながら明確なコンセプトの下、観光戦略を立案、実行し持続可能で豊かな観光地域づくりを担う司令塔としての役割であります。

次に、行政につきましては、本年3月に観光庁のガイドラインの改正が行われました。また、6月の閣議決定により地方自治体の役割が明確化されたところですが、主にハード面の受入れ環境整備や条例制定等の法制面の整備を担うほか、観光地域づくり法人DMOとの効果的な連携により観光地の整備を進めていくこととなっております。

また、本市で言えば小樽市観光基本計画に当たりますが、自治体の観光振興計画等の中にDMOを位置づけるこ

とが望ましいと示されております。

また、DMOの支援の観点におきまして、DMOが司令塔としての機能を最大限発揮できるよう権限と責任を付与すること、そして地方自治体による一定の財政支援を行うこと、また、DMOにおける十分な自由度と規模の活動資金を確保するため、宿泊税、入域料等の安定財源を確保することなどの役割が位置づけられております。

#### ○横尾委員

今まで観光行政が担っていたことをDMOが行うようになってきたと。ハード面は行政として、観光行政としてやっていく、ソフト面というか具体的なものについてはDMOが担っていくことが明確になったと確認させていただきました。

それでは、小樽市では、小樽観光協会がDMOに登録されましたけれども、DMOと観光協会の役割の違いを改めて説明願います。

#### ○(産業港湾)観光振興室津田主幹

DMOと観光協会の役割の違いでございます。

DMOになって観光協会に新たに求められる役割が何かになるかと思いますが、DMOになって新たに求められる役割につきましては、ガイドラインにおいてDMOが必ず担う基礎的な役割として主に四つのことが示されております。

一つ目といたしまして、各種データ等の継続的な収集及び分析、明確なコンセプトに基づいた観光地経営戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立とされております。

二つ目といたしまして、地域の魅力向上に資する観光資源の磨き上げや二次交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境整備等、着地整備に関する取組の推進。

三つ目といたしまして、関係者が実施する観光関連事業と観光地経営戦略との整合性を図る調整や仕組みづくり、プロモーション。

四つ目といたしまして、観光地域づくり法人を中心とした多様な関係者との体制構築や合意形成。

これらを実施するための体制の強化や安定財源の確保も併せて役割とされております。これらに基づきまして、観光地経営の視点に立った持続可能な観光地域づくりが求められるものと考えております。

さらに、ガイドラインの改正によりまして、新たに観光地経営戦略策定の義務化、そして組織体制のさらなる強化、安定財源確保の強化が登録要件に加えられまして、さらに求められる役割は増している状況にあると認識しております。

#### ○横尾委員

DMOになる前の話ですけれども、そもそも小樽観光協会というのは、事業者の視点で観光振興の取組を推進する、そして事業者に不利益になるような取組を推進しないというものが一般的であったかと思いますが、DMOになると、今度は顧客の目線に立って観光振興活動を行うのが特徴ということで、ある意味で真逆のものを進めなければならないということで、この切替えは非常に難しい、なかなかうまくいかないところもあるのではないかと考えています。

登録DMOの約6割は前身が観光協会だと言われておりました。やはりそういった業務を行っていく中で、役割の明確な違いを認識しつつも、様々な理由や事情があって、なかなか十分に役割を果たせない部分があるということもありまして、今回質問させていただきました。

そこで、今、市で行っている観光に関連するようなデータ収集や分析、観光への科学的アプローチやDXの導入の主体者は実際にどうなるのでしょうか、お聞かせください。

#### ○(産業港湾)観光振興室津田主幹

今、御質問のありました各種データの収集分析ですとか科学的アプローチにつきましては、ガイドラインにおき

まして、DMOの役割と示されております。

**○横尾委員**

それでは、今まさに小樽市が必要としている住民の観光に対する理解の促進といった取組もあると思いますけれども、これの主体者はどうなるのでしょうか。

**○(産業港湾) 観光振興室津田主幹**

住民への理解促進の取組につきましては、今年度、市ではオーバーツーリズム対策の取組の一環といたしまして、観光の恩恵の見える化を地域の皆さんに御理解いただく取組を進めております。こちらの住民の理解促進の取組につきましても、ガイドラインにおきましてDMOの役割と示されております。

**○横尾委員**

観光庁のビジョン「住んでよし、訪れてよしの国づくり」ということで、観光は地域住民にどれだけ益をもたらすものかという視点が非常に重要になるかと思っています。

観光庁の調査によると、この住民との合意形成を行っているDMOは26%、何らかの関係を構築しているDMOを加えても57%で、地域住民とのつながりが弱いDMOが多いとされております。そして、DMOの中でも住民との関係を構築している51%が観光振興に対する住民の関心や理解が低いと答えているように、理解促進に苦慮していると。非常に難しい取組なのかと思っています。

そういった課題を持ちながら、どう住民生活に効果をもたらしていくのかを可視化する、そして地域住民に説明する必要があるという難題をDMOが抱えているのかと思います。

では、そういった取組を進めていく中で、DMOの取組の成果というか、形として評価は誰がするものなのか、お聞かせください。

**○(産業港湾) 観光振興室津田主幹**

DMOの評価につきましては、DMOは3年ごとに更新の登録を行う制度となっております、評価についてはそれまでに設定した指標に対しての評価を、まずDMOが自己評価した上で観光庁に提出して、最終的には観光庁長官の評価により更新が継続されるかが決定するという流れになっております。

**○横尾委員**

評価がされるということですが、これに対して市としての対応はどのようになりますか。

**○(産業港湾) 観光振興室津田主幹**

評価を受けての市の対応につきましては、まずは登録要件をきちんと満たして登録の更新ができるように、市としても連携して取り組んでまいりたいと考えております。もしも評価に当たって要件を満たさないような項目がある場合には、今後それをクリアできるように、市としてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

**○横尾委員**

先ほど答弁にもありましたが、観光庁は令和7年3月25日に観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインを改正しました。これはオーバーツーリズムの未然防止抑制に向けた対策を講じながら、地方誘客及び旅行消費拡大を進める必要がある状況において、観光立国の実現に向けて、このDMOに求める機能や役割をより明確にした。そして、DMOの取組や成果を適正に評価すること、DMOの活動の質向上を図ることを目的とした改正だと聞いております。

この登録要件の見直しは非常に大きいかと思っていますし、これがしっかりできれば、小樽市の観光に対しても、どのような効果的な政策ができていくかがはっきり見えますし、それを市としてどう支えていくかが非常に重要になるかと思っています。

DMOが一般的に抱える一番の課題は、やはり財源の安定的な確保、専門人材の確保、事業実施に対する事業者や地域内の協力などが挙げられています。小樽市としても、これから行っていく上でこれが非常に重要な課題にな

るかと思っています。

2030年までに訪日外国人旅行者数は6,000万人、消費額15兆円の達成に向けて、持続可能な観光地域づくりを推進していくと国でも言っていますので、小樽市としてもこの地域の核となるDMOの果たすべき役割はますます増大していくことになりますし、しっかりとこの機能を十分に果たすことが求められると思います。

このようなDMOの役割をしっかりと果たせるように、この財源の安定的な確保や、専門人材の確保という部分もあります。宿泊税の活用も含めて財政的な支援もしっかりしていかなければならないと考えますけれども、見解をお聞きして終わりたいと思います。

#### ○(産業港湾) 観光振興室長

DMOの役割が、今回DMOのガイドライン改正でより明確になってきたことがございます。

今、小樽観光協会が抱える課題は、組織体制もそうですし、委員のおっしゃられたように財源確保も課題であると思っております。ガイドラインの改正を受けまして、自治体の役割が明確にうたわれたことも踏まえまして、本市といたしましてもしっかりとDMOと連携、支援してまいりたいと考えております。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

#### ○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

#### ○高橋委員

##### ◎災害対策について

災害対策についてお聞きしていきたいと思います。

代表質問でも本年6月に北海道から示されました、いわゆる新たな日本海沿岸の地震津波被害想定を受けたBCPの改定などについて質問させていただきました。この新たな被害想定は、これまでの想定を大幅に上回る規模となっていることから、本市の防災体制全般にわたって抜本的な見直しが求められる内容となっています。

本会議でのやり取りも受けて、災害対策について少し伺ってきたいのですが、まず、備蓄体制について質問させていただきます。

新たな被害想定が示され、備蓄体制の見直しも避けられない状況であると認識しています。特に備蓄品の数量、内容、配置場所については、市民の命に直結するものであって、BCP改定を待たずとも優先的に対応すべきではないかと考えます。

ここでお聞きしますが、備蓄品の見直しは、申し上げたように、BCP改定に先行して実施すべきと考えますが、市としての御見解をお示してください。

#### ○(総務) 災害対策室安藤主幹

本市といたしましては、既に新たな被害想定が公表されておりますので、BCP改定に合わせるのではなく、令和8年度の予算編成に向けて、備蓄計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

#### ○高橋委員

では、来年度の見直しを予定されていると理解いたしました。

次に、備蓄と、また関連する課題として、備蓄物資の維持管理についても重要な論点があると考えます。災害時に確実に使用できる状態を保つためには、やはり計画的な更新が必要となりまして、新たな被害想定に基づく備蓄強化を考えれば、従来以上の財政負担も避けられないと考えます。

備蓄物資は賞味期限や耐用年数があるため、当然定期的に入れ替え、いわゆるローリングストックなどが必要となります。その際のコストは、市民から見れば、いざというときの保険として必要であるという一方で、予算編成上では、当然に増額が求められます。

ここで聞きするのですが、現在の備蓄物資の更新・入替えについて、年間でどの程度の予算を見込んだり、また今後、新たな被害想定を元に備蓄を強化するとすると、概算でどのぐらい増額が必要になると考えているのか、この辺りの御見解をお聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

備蓄物資の更新・入替えにつきましては、食料品で申しますと、毎年、全体数量の5分の1程度の入替えを行っております。

また、新たな被害想定を基にした備蓄の必要数量としましては、食料品では3日間で累計3万人の避難者に3食分を備蓄するとした場合、9万食が必要となります。現状では2万4,000食の備蓄であり、数量の比較では6万6,000食が不足しています。金額といたしましては、更新分の金額としては年額で130万円程度と認識しております。

○高橋委員

必要とされる食数としては、かなりの開きがあるのだとは理解しました。

次に、新しい被害想定で、避難対象者が従来を大きく上回ることも示されています。現行の避難所収容可能人数との間に大きなギャップも生じると想定されますが、この差を埋めるには、避難所の増設が必要となるのではないかと考えます。

何か所程度を増やす必要があるのか、あるいはないのかも含めてですが、増やす場合には物理的にその場所を市内で確保できるのか、その辺りを含めて、現時点での見通しをお示しいただけますでしょうか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

現時点で指定避難所は59か所あります。想定避難者数1万1,000人のうち、避難所への想定避難者数7,800人に対し9,200人の収容人数を確保しておりますので、現時点で増設は考えておりません。

○高橋委員

では、人数としては間に合うということで、少し安心いたしました。

次に、代替庁舎に関しても代表質問でお聞きをさせていただいたところです。

災害対応の際の司令塔として、庁舎機能の確保は非常に重要であると認識しています。なので、機能不全に陥らないように安全かつ機能的な代替庁舎の確保が必要ではないかと申し上げたところでした。

消防庁舎での災害対策本部の設置は示されましたけれども、やはり全ての業務がそこで完結できるものではなく、安全かつ一定程度の広さを持つ場所を確保すること、あるいは代替庁舎を分散させるなども検討を要するかと考えています。

ここで質問ですが、代替庁舎を指定するといった場合に、どのような点が選定の基準になるのか、お答え願います。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

今後、本市の庁舎の代替庁舎を指定する場合、大規模の災害のハザードエリアから外れた地域に所在し、市庁舎から進出入の経路が確保可能な耐震強度のある建物で、非常時における通信の確保が比較的容易な施設であることなどが選定に際しての基準になるものと考えております。

○高橋委員

次に、通信環境に関してですが、通信インフラが途絶してしまうと、情報伝達の遅れが生じるため、これも命に直結すると言うことができます。代表質問の御答弁でも、通信設備についてはお答えいただきましたが、仮にほかの自治体も含めて広いエリアが被災した場合に、移動式の基地局が十分に確保できるのかという懸念があ

ります。

ここで聞きしたいのは、通信インフラの断絶に備えて、先ほど申し上げた代替庁舎との確実な連絡を維持できる手段として、例えば衛星携帯電話の増設も検討の余地があるのではないかと考えますが、市の御見解はいかがでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

委員が御指摘の災害時における衛星携帯電話の増設も検討の余地はあるものと考えておりますが、現在、市が保有する衛星携帯電話1台の年間の使用料が高額な割に、通話場所とアンテナの設置方向によって、通話が困難な場合があることから、本市が市の主要な施設等の連絡用に保有しているMCA無線機を活用するほか、NTT東日本、北海道総合通信局などが保有する災害対策用移动通信機器を活用するなどにより、対応するように考えております。

○高橋委員

災害対策本部と各関係機関も含めて、連絡体制の維持のために複数の通信手段を確保していただくことは重要であると私も考えております。

次に、避難所の運営に関してなのですが、一般の避難者への対応だけでなく、特別な配慮を要する方々もいらっしゃると思います。高齢化が進むことで、医療や介護を必要とする避難者の増加は確実とも言えますし、そのような方に適切な支援を提供できる体制を整備しなくてはなりません。避難所運営における医療や介護を必要とする方々への対応について、その体制整備がどこまで進んでいるのかは、市民からも不安の声が上がっていました。

現時点で、福祉避難所を含めて、避難所における医療や介護ニーズに対応できる人員・物資の体制整備はどういった段階にあるのか、お答え願います。

○(総務)災害対策室安藤主幹

現時点で、福祉避難所を含め、避難所における医療・介護ニーズに対応できる人数・物資の体制整備につきましては、本市の福祉避難所の収容人数に限りがあることから、まずは医療・介護ニーズがある避難者の方も一般の避難所に避難していただき、福祉避難所の収容可能数に基づき、医療・介護ニーズの優先度の高い方から福祉避難所に入所していただくように考えております。

この際、一般の避難所に対しても、保健師等の巡回を行い、避難者の健康状態等と医療・介護ニーズを把握するように考えており、そのために必要な体制は確保できているものと考えております。

○高橋委員

それでは、要支援者名簿に関しても聞きしたいのですけれども、現在、要支援者名簿の整備が進められていることと思いますが、名簿があることと、実際の災害時にそれが機能することは、また別の問題なのかと思うのです。特に災害は突然発生するものでありますから、平時に想定していた支援者が必ずしも対応できるとも限りませんし、支援者自身も被災者となる可能性も高く、複数の支援ルートを確認しておく必要があると考えます。

ここで聞きしますが、要支援者名簿や避難支援体制は、災害時に本当に機能する仕組みとなっているのか、この辺りのシミュレーション等は行われているのでしょうか。運用上の課題や改善策などをどのように認識しているのかについても併せてお答えください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

要支援者名簿の策定及び必要な部署との共有や、個別避難計画の策定など国から示された内容については順次進めておりますが、シミュレーションまでは行っておらず、運用上の課題と改善策の把握につきましては、今後の課題と認識しております。

○高橋委員

支援に関しても聞きしていきたいと思っております。

本市単独での災害対応にも限界があることは明らかであります。新たな被害想定を考えると、他の自治

体や関係機関から支援を円滑に受け入れる体制もつくっておかなくてはなりません。ただ、そうなった場合に支援を受け入れる側にも準備が必要ではないかと考えます。つまり、本市だけでは対応が困難であるときに受援計画は極めて重要となりますが、先ほどの要支援者の件と同様に計画だけでなく具体的な訓練等を通じて検証しなくては、やはりこちらにも実効性の担保が難しいのかと思います。

受援計画に基づいた他自治体等からの支援を受け入れる訓練をこれまでに実施したことがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○(総務) 災害対策室安藤主幹**

本市といたしましての受援計画の策定は本市BCPの改定と併せて実施する予定ですが、本市の防災会議委員などの関係機関である北海道開発局小樽開発建設部や小樽建設管理部、小樽海上保安部や第11特科隊、小樽警察署、その他のライフラインの確保に関する指定公共機関などとは、本市総合防災訓練などを通じて、災害時に支援いただく想定での訓練を毎年実施しております。

**○高橋委員**

それでは、今のことにも少し関わるのですが、広域連携の観点で、本市が支援を受けるだけでなく他都市への支援を行う、あるいは他都市からの避難者を受け入れるという視点も重要かと思います。もちろん災害は地域を選ばず発生するものでありますから、今回は支援する側、次回は支援される側となることも十分に考えられます。相互に助け合う体制を築いておくことが、結果として本市の災害対応能力の向上にもつながると考えています。

今、申し上げた災害時の広域連携の観点からもう1点伺うのですが、本市の被災状況が大きくなく、近隣自治体で大きな被害が起きた場合を想定して伺います。

他都市から本市で避難者を受け入れることは、現状どの程度検討されているのかをお答えいただけますでしょうか。

**○(総務) 災害対策室北出主幹**

他都市から本市で避難者を受け入れることにつきましては、大規模災害発生時に広範囲にわたる住民の避難を計画的に行うのは、北海道と協力しながら進めることとしております。そのため、どの程度の避難者を受け入れるかにつきましては、現状では分かりません。

**○高橋委員**

ある意味で北海道の動きが待たれるということかと理解いたしました。

次に、建造物の破損や倒壊の数が増えることにも目を向けなくてはなりません。新しい被害想定を鑑みれば、災害廃棄物の発生量も大きく膨らむことが予測されます。廃棄物処理は復旧のスピードを大きく左右するために、この点も計画の見直しを要するものと考えます。

本市の災害廃棄物処理計画の見直しに際して、それこそ北海道の災害廃棄物処理計画との整合性も勘案する必要もあるかと思います。本市の計画見直しに向けた今後の動きについて御説明いただけますでしょうか。

**○(生活環境) ごみ減量推進課長**

本市の災害廃棄物処理計画は、北海道災害廃棄物処理計画等と整合性を図り作成しておりますが、今回の被害想定の変更に伴う計画の変更については、北海道に確認したところ、改定時期は未定であるが見直す予定とのことでありましたので、本市も北海道の改定を参考に、今後、見直しを行っていきたいと考えております。

**○高橋委員**

御確認もいただいたということで、北海道も、もちろん見直しが必要で整合性を図るところですけれども、逆に本市も、少し走り出すというか、しっかりやり始めるのではなくて、少し準備も進めていただければと思います。

次に、災害時のライフラインで重要度の高い水の確保についてです。

新たな被害想定で、上水道施設への被害も想定されていて、もしかすると、長期間の断水も覚悟しなければなり

ません。避難者への給水はもちろんですが、避難所以外にとどまる市民への給水も拠点を設けて対応することになると思います。

そこで、こうした災害時の給水体制について伺うのですが、概括的で結構ですので、この新しい被害想定からどのような給水の体制が取れるのかという点を御説明いただけますでしょうか。

○(水道)久保主幹

給水体制についてですが、地震などの影響で断水となり、飲料水の供給が困難になった際は、小樽市地域防災計画の指定避難所のうち、小・中学校など30か所の中から必要に応じて給水拠点を設営します。給水拠点には、仮設水槽を設置し、市内の給水ポイントから給水タンク車でピストン輸送をし、水の確保に努めます。また、断水が広範囲に及んだ際は、日本水道協会を通じて他の自治体へ応援要請を依頼いたします。

○高橋委員

それでは、断水に関して災害対策室にも伺いたいと思うのですが、北海道から示された新しい被害想定での断水の根拠について、北海道からどのように示されているのか、お答えいただけますでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

今回、北海道が公表した断水人口は、具体的にどの管路が破損するというものではなく、過去の地震の配水管の物的被害率と地震直後の断水率の関係から得られた数値を利用していると、北海道から聞いております。

○高橋委員

ということは、それこそ机上の空論ではないですけども、つまりある程度、過去の傾向から出しているものということで、実際の発災時にはその乖離といいますか、差異が大きくなる可能性もあるかと思うので、この辺りは北海道にもどれぐらい細かな情報をいただけるか分かりませんが、折を見て御確認いただければと思います。

次に、ソフト面といいますか、市民との協働のことに関してお聞きします。市民一人一人の防災意識や備えというソフト面が、我々ができることとしては、やはり大きいのかと思います。そのためにも、正確な情報の共有と市民参加による防災力向上の取組が求められると考えます。

市民への説明と協働についてですが、こちら新しい被害想定について中には御存じない方も少なくないと感じています。これまでも増して備えが重要ですが、市民への説明会、あるいは意見交換会、さらには従前の避難訓練の拡大なども考えていく必要があるかと思いますが、本市の見解はいかがでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

これまで防災講話や防災訓練など機会あるごとに平時からの備えの大切さや、市民が自身での食糧備蓄をすることなどについて説明しているところですが、今後より一層周知を図るために、広報おたるや市のホームページ、FMおたるなどを通じ、市民への周知を行ってまいりたいと考えています。また、自主防災組織の拡大とともに、避難訓練の拡大に努めていく必要があるものと考えております。

○高橋委員

ここまで申し上げてきた災害対策の多くは、やはり財政措置が不可欠であります。備蓄、避難所の整備、代替庁舎、通信機器の導入などをどこまでやるかは別としても、従前よりも多くの予算が必要になることは確かです。

これから予算編成の時期を迎えるに当たって、災害対策費に関して増額して予算要求を行っていくお考えはあるのでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

本市の備蓄品につきましては、十分な数量を確保しているとは言えませんが、毛布やストーブなど寒さ対策や不足している携帯トイレなど、必要となる備蓄品について優先順位をつけながら予算要求してまいりたいと考えております。

### ○高橋委員

これまでの被害想定と新たな被害想定には非常に大きな開きがあって、BCPのみならず本市の災害対策に関わる計画は大幅に見直す必要があるという観点で伺ってまいりました。

同時に、市民の皆さんにも、今までよりも一段上の備えが求められると考えます。例えば、災害を想定した冬季のキャンプや、サバイバルという少し大げさかもしれませんが、ボーイスカウトの発展版のような形で冬のイベントを行うなど、単に情報を知らせることだけではない形で意識の向上を図ることもできるかと思います。

従前のアイデアに縛られずに、体験型の防災教育などを工夫しながら行っていただきたいと要望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

### ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

### ○委員長

共産党に移します。

---

### ○小貫委員

#### ◎特定利用港湾について

特定利用港湾について質問いたします。

本会議、委員会などでもありましたけれども、そもそもどんなことから狙われているのかというところを一つ一つ確認していきたいと思っております。

元となっているのは、安保3文書のうち、国家安全保障戦略です。そして安保三文書をまとめるに当たって、国では、国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議が何回か開かれました。そして、2022年11月に報告書がまとめられたわけです。

この有識者会議の報告書において、防衛体制の強化として、公共インフラについて何て書いてあるのか説明してください。

#### ○(産業港湾) 港湾業務課長

報告書におきましては、「公共インフラ投資を促進していくため、毎年度の事業のマッチングなど防衛省・自衛隊や海上保安庁のニーズを反映する枠組みを構築すべきである。この取組は、有事に備えて港湾や空港を平素から利活用するルールづくりと一体として行わなければならない。」といった内容が記載されております。

#### ○小貫委員

今答弁にあったように、一つに防衛省・自衛隊のニーズを反映する枠組みだと。二つに有事に備えて港湾や空港を平素から利活用するルールづくりなのだということが報告書で提言されているわけです。そして、その後に問題となっている国家安全保障戦略が、同年12月に閣議決定されたわけです。

この国家安全保障戦略について、今お答えいただいた報告書の公共インフラのところ該当部分の内容について、どのように記載があるのか、説明してください。

#### ○(産業港湾) 港湾業務課長

国家安全保障戦略では、有事も念頭に置いた我が国国内での対応力の強化の項目で、総合的な防衛体制の強化の一環として、公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設し、あわせて有事の際の対応も見据えた空港港湾の平素からの利活用に関するルールづくり等を行うといった記載がございます。

○小貫委員

説明がありましたように、つまり公共インフラ、いわゆる特定利用港湾の取組は、国家安全保障戦略に基づくのだと。そして、この国家安全保障戦略においては、有事を念頭に置いた対応力の強化としていると。

政府は、有事の利用を対象とするものではないというQ&Aを示しているわけです。ただ、枠組みは対象としていないという答弁であっても、有事を念頭に置いた取組であると小樽市としては考えるのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

先ほど申しあげました国家安全保障戦略におきましては、有事も念頭に置いたという記載がありますので、念頭に置いたものではあると認識しております。

○小貫委員

有事を念頭に置いて、自衛隊が利用することになるのが特定利用港湾だというお話でした。

ということは、自衛隊が訓練で小樽港を利用することになると、それは有事を念頭に置いた訓練であるということと認識しているのか、お答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

有事を念頭に置いたという言葉がございますので、念頭に置くかどうかということであれば、訓練もそのようなことが含まれるのかとは考えております。

○小貫委員

そしてもう一つが、米軍との関係なのです。

この間、このQ&Aについては高橋委員もいろいろ述べていましたけれども、米軍が利用することはないのかということに対して、参加することはないという答弁をしているわけですが、特定利用港湾をアメリカ軍が利用することがないのだという取決めになっているのか、御確認いたします。

○(産業港湾) 港湾業務課長

国のQ&Aでは、円滑な利用に関する枠組みは自衛隊・海上保安庁の利用を対象として、あくまで関係省庁と港湾管理者の間で設けられるものであり、米軍がこの枠組みに参加することはありませんと記載されております。

一方で、今、利用に関してのことなのですが、米艦船の小樽港利用に当たっては、特定利用港湾であるか否かではなく、本市におきましてはこれまでと同様に判断の3要素に基づき、判断することになると考えております。

○小貫委員

その都度判断するというお話なので、米軍は利用するのです。

それで、今既に小樽港を利用していますけれども、特定利用港湾になった後に、米軍の利用が小樽港において増えないのだと、いつもどおりなのだと言断することはできるのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今の件ですが、断言できるかどうかについては分かりません。

○小貫委員

分からないということは、断言できないということによろしいですか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

断言はできません。

○小貫委員

断言できないということは増える可能性があるということですか。

そうなってくると、今、有事を念頭に置いた取組になるのだということを書いていましたけれども、有事の際に、総理大臣から特定公共施設利用法に基づいて、自衛隊の使用について優先度が上がらないのだと、これについては断言できますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今の御質問についても、断言はできません。

○小貫委員

比較的ストレートにお答えいただいているとは思いますが、結局、やはり有事の際に小樽港が利用される危険性が増すのだと、これが特定利用港湾の仕組みなのだというのが、今のやり取りで明らかになったと私は思います。少なくとも否定はされないというお話です。

それで、既にこの特定利用港湾に指定されている高知県が、国といろいろ質問のやり取りをしています。その中で、高知県知事への回答で、国は、存立危機事態と重要影響事態について答えています。これについて質問と答えを紹介してください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

高知県が国に対して行った質問で、緊急性が高い場合には、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態以外の存立危機事態や重要影響事態、いわゆる「グレーゾーン事態」が含まれ得ると考えてよいのか。また、含まれる場合には、港湾法等の既存法令に基づき利用調整を行うものと考えてよいのかという内容がございまして、それに対して国は「お質しの通り、相違ありません。」と回答してございます。

○小貫委員

つまり、まず、有事の際に利用される可能性が高まるのが1点、そして今のお答えでは、既に高知県知事への回答で、有事ではなくても存立危機事態や重要影響事態についても利用されるのだと、こういうのが状況だということなのです。

ところが、本会議への答弁では、高野議員に対して、存立危機事態や重要影響事態が含まれるかどうかは、その具体的な状況において個別に判断されると答えているわけです。個別に判断ということで、明確に含むと答えていただけなかったのか、ここはなぜでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

その二つの事態が含むかどうかについてですが、国から緊急性が高い場合の事例として、存立危機事態と重要影響事態が明記されておられません。ですので、その事態における具体的な状況に応じて個別に判断されるものと考えているところでの答弁でございました。存立危機事態と重要影響事態の下で、どのような状況になった場合が含まれることになるかについては、改めて国に確認してまいりたいと考えております。

○小貫委員

今、整理してほしいのですが、高知県知事への回答では含むと答えているのだけれども、どういう事態になったら、それが存立危機事態と重要影響事態の前提条件の部分だと思うのです。ただ、含むと明確に答えているのに、なぜ含むという答弁が返ってこなかったのかという話をしているのですけれども、含むのですか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

高知県の問いなのですが、含むかどうかというよりも含まれ得ると考えてよいのかという部分でございまして。これについては、高知県が1年以上前に確認した内容になるかと思うのですが、ここはやはり、はっきりとこうだという回答でもございませぬので、市として改めてこの件については確認したいと考えております。

○小貫委員

含む可能性があるのかといったら、含む可能性はあるのだという回答なのですから、国は否定していないのだから、含むのだということです。

それで、この存立危機事態と重要影響事態は、一体どういった事態になるのかをお答えいただけますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

国で定義しているものでいきますと、日本と密接な関係のある米国などで武力攻撃があつて、それにより日本の

存立が脅かされる事態を存立危機事態。それが日本の平和と安全に重要な影響を与える事態を重要影響事態と書いておりますので、そのとおり認識しております。

○小貫委員

高知県知事への回答も踏まえて、今、国と確認するとは言っていますが、つまり、確認事項の中を見ますと、今の存立危機事態や重要影響事態の場合に自衛隊が柔軟かつ迅速に施設を利用できる仕組みが特定利用港湾です。

そして、重要影響事態の場合、弾薬の提供やアメリカ軍への航空機への給油が可能になるのは間違いはないでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今の件ですが、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律では、重要影響事態の場合の実施できる対応措置を定めておまして、その一つにある後方支援活動として、重要影響事態に対処する軍隊などに対する物品や役務の提供といった支援措置が実施できると書かれております。あと、令和6年の防衛白書に後方支援活動についての記載がありますが、そこには武器の提供は行わないものの弾薬の提供と戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油を実施できるとなっております。

○小貫委員

自衛隊が弾薬の提供を実施するという話です。

政府のQ&Aの14について紹介してください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

政府のQ14については、まず、「自衛隊や海上保安庁が「特定利用空港・港湾」を利用する際に、弾薬等の危険物も取り扱うのですか？」という問いになっています。それに対する答えですが、「自衛隊では武器・弾薬等を含む物資輸送や部隊の展開のために、海上保安庁では海上保安業務（海難救助や領海警備等）に必要な火工品や弾薬の積卸しのために、「特定利用空港・港湾」を利用することはあります。その場合においても、関連する法令に則り、安全に十分配慮してまいります。」という答えとなっております。

○小貫委員

今、整理していただきましたけれども、つまり重要影響事態の場合に、アメリカ軍のために弾薬を提供するため自衛隊、自衛官が小樽港を利用することがあるのだと、これがQ&Aと重要影響事態との関係です。

そうなってくると、重要影響事態と判断したときに、今言ったように、弾薬の提供、給油を目的として自衛隊の船が小樽港を利用することを私は言いましたけれども、まず、その解釈でよいか、お答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今の御質問ですが、重要影響事態のときに自衛隊が利用することがあるかということだと思っておりますが、利用はあり得ると思っております。

○小貫委員

そういった船はどういった船が利用されるのかになってくると思うのです。政府の資料に幾つか船舶が載っていますけれども、どのような船を想定しているのか、政府の資料に沿って紹介してください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

資料で国が挙げている例としては、自衛隊の船舶では輸送艦や護衛艦、海上保安庁の船舶では大型巡視船となっております。

○小貫委員

輸送艦や護衛艦が該当するというお話で、護衛艦は具体的にあたごという名前が載っていたと思うのです。このあたごという船は、何年か前に漁船を転覆させた船ですけれども、この護衛艦にはどのような装備が配備されてい

るのか、お答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

海上自衛隊のホームページを確認いたしました。それによりますと、自衛隊の護衛艦、輸送艦には機関砲が搭載されていることを確認しました。

○小貫委員

それだけではないです。今、政府は、アメリカからトマホーク400発を新たに購入し、それを護衛艦に配備すると。その一つの船として、あたごに配備するということですね。

だから、今政府が示している護衛艦の一つ、利用するという施設に長距離ミサイルを積んだ護衛艦が該当するという話なのです。単なる自衛隊の船ではないのです。

これはもう明らかに国際法上は、軍艦が利用することになると思うのですけれども、まず、そういった装備を積んだ船が国際法上軍艦であるという認識はありますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今のお尋ねは国際法上軍艦に当たるかどうかなのですが、今、それについては分かりかねますので、確認したいと思っております。

○小貫委員

自衛隊というのは、もう国際法上軍艦だと安倍元総理大臣も言っているし、小泉元総理大臣も言っているから、それは質問集書とかでも間違いない話なのです。

こういった船が弾薬の提供のために弾薬を積んだ船として小樽港を利用するのだと。そうなってくると、小樽市港湾施設管理使用条例では、爆発物については禁止となっているのです。この条例との関係ではどのようにクリアされるのか、お答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

小樽市港湾施設管理使用条例の第8条におきまして、使用禁止物件の規定がございます。その一つに規定されているのは発火、燃焼又は爆発のおそれがあるものというのがございます。例えば、分かりやすい事例で申しますと、小樽港で厩町岸壁では石油類を取り扱っていたり、勝納ふ頭ではフェリーの燃料の取扱いもございます。

そういった危険物の取扱いに当たりましては、各種関係法令に取扱いが定められておりますので、当然何も措置を講じずに扱うのであれば、取扱い禁止となりますが、危険物の種類に応じて関係法令に定められた措置を講じた上で、港湾施設を使用する場合には禁止するものではございません。

○小貫委員

そうしたら、自衛隊が積む物資の弾薬を提供するために、どういう法令に基づいてそれが管理されて許可されるのですか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今の弾薬の積込みに関しての関係法令は分かりかねますので、後日確認してお伝えしたいと思っております。

○小貫委員

そういったことも含めて結局柔軟かつ迅速に自衛隊が利用するというのが、特定利用港湾になるのだと思います。あと問題になってくるのが、地方自治法との関係なのです。地方自治法の改定によって、国の指示権が新たに加えられました。関係する法第252条の26の3について説明してください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

自治法に規定する指示権の内容を申し上げます。指示権とは地方自治法の第14章国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例に規定されておまして、適切な要件、手続の下、国は地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため、講ずべき措置に関

し必要な指示ができることとされています。

要件としましては、個別法の規定では想定されていない事態のため、個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合で事態が全国規模、局所的でも被害が甚大である場合等、事態の規模、対応等を勘案して判断され、手続としては閣議決定が必要ですよという内容でございます。

**○小貫委員**

今のこういった重大的な事態の場合に、議論してきた、いわゆる重要影響事態も対象に含まれるのではないかと考えるのですが、いかがですか。

**○(産業港湾) 港湾業務課長**

重要影響事態の場合に指示権が及ぶかということだと思っておりますが、国に確認してまいりたいと考えております。

**○小貫委員**

国に確認しなければいけないような事態なのかというところになってくるのですけれども、そもそも第252条の26の5、指示することができるとなっておりますのですが、やはり、本来は地方自治法第245条の2である、関与の法定主義というのが定められているわけですから、そこでしっかりと類似がされてなければいけないと私は考えます。

現状の中で、今、国に確認するとなっておりますのですけれども、国に確認しなければいけないということは、つまり指示権が及ぶ可能性があるということについてはいかがですか。

**○(産業港湾) 港湾業務課長**

そのことも含めて国に確認したいと考えております。

**○小貫委員**

これは本当に重要でして、特定利用港湾で確認事項に定めたと、重要影響事態や存立危機事態のときに、小樽市は柔軟かつ迅速に自衛隊の船を使わせるという確認をしたと。それなのに、仮に物流を優先させたいということで、今回は使用しないでくれと言った場合に、いや、それはならないということで、指示権の発動が出てきてしまうのではないかと懸念されているわけで、しっかり確認していただきたいと思えます。

ジュネーヴ条約との関係は後にしますが、やはり思い返していただきたいのは1997年の議論なのです。以前、経済常任委員会でもやりましたけれども、空母インディペンデンスのときです。まず第2回臨時会が開かれて、決議案も採択が可決されました。当時、日米ガイドラインの見直しが問題になっていた時期だったのです。そこで、次のような議論があったのです。

後方支援の強化を考え合わせるときに、今回のインディペンデンス寄港が支援港への第一歩になりかねないと危惧するのは当然だという質問がありました。今回の取組というのは、まさにそのとおりの事態になっているわけです。この質問をした当時の横尾議員の先見性に敬意を表するものです。

そして、この米空母の寄港については、先ほど言ったように、全会一致で決議案が可決されて、やはり決議案自体は最大公約数の表現となっているわけですが、最後は商業流通港として平和的発展を希求すると、これが小樽市議会の決議として決まったわけです。やはりこういった議論も踏まえて、よく考えていただきたいと思えます。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。  
自民党に移します。

○佐藤委員

◎消防への通報について

消防への通報についてお尋ねしたいと思います。

一つ目は、Net119緊急通報システムについてお尋ねします。

令和2年7月より、小樽市では、Net119緊急通報システムを導入しておりますけれども、この事業の説明をお願いいたします。

○(消防) 澤本主幹

Net119緊急通報システムには、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能に障害がある方が消防への通報を行えるようにするもので、事前登録をした方がスマートフォンなどのアプリを利用して通報するシステムになります。

○佐藤委員

それでは、昨年、このNet119緊急通報システムによって何件の通報があったのか、お聞かせください。

○(消防) 澤本主幹

昨年のNet119緊急通報システムの通報件数はゼロ件でした。

○佐藤委員

それでは、小樽市でこのNet119緊急通報システムの登録者数は何名ぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

○(消防) 澤本主幹

当本部に登録しているNet119緊急通報システムの登録者数は、現在11人となっております。

○佐藤委員

何か思ったよりも少ないと感じたのですけれども、このシステムを導入するに当たっては小樽市民とか、また小樽市内に就労する方々へどのような周知をしてきたのか。また、導入後の登録促進の方法はどういったことをなされているのか、お聞かせください。

○(消防) 澤本主幹

Net119緊急通報システムの導入時における市民周知につきましては、各町内会の協力を得て、回覧板による周知をしたほか、一般社団法人小樽ろうあ協会を通じて同協会会員にシステムの説明を行い、登録促進を図ったものです。

システムの導入後におきましては、北海道高等聾学校の保護者を対象に、Net119緊急通報システムの説明を毎年行っているほか、本年は一般社団法人小樽ろうあ協会、小樽市訪問介護連絡協議会、市内の各地域包括支援センターにリーフレットを配布して、システムの周知とともに登録促進を図っているところでございます。

○佐藤委員

このシステムの導入前から、そして今も継続してこの登録の促進に向けて、いろいろと活動されているという内容は分かりました。

お聞きしたいのが、例えば一般社団法人小樽ろうあ協会や地域包括支援センター、訪問介護などに行かれているとお聞きしたのですけれども、こういった福祉に関係されている方々に向けたリーフレットの渡し方、研修とか講習なども併せてやっているのか、ただリーフレットを渡して終わりなのか、どういった感じでやっているのか、お聞かせいただいてよろしいですか。

○(消防)澤本主幹

市の関係機関に協力を得まして、その方を通じまして、一般社団法人小樽ろうあ協会の方や関係のある方への周知を行っているところでございます。

○佐藤委員

ということは、リーフレットをお渡ししてもらおうという感じでよろしいですか。

○(消防)澤本主幹

リーフレットを渡しているほか、実際にその場に立ち会って、本人とではなく、その関係者に説明して、それを周知してもらっている活動になっております。

○佐藤委員

それでは、北海道高等聾学校についてお聞きします。

保護者の方が対象ということは、大体お集まりになるのは入学式などだと思うのですが、その認識は間違いないかどうか、お聞かせください。

○(消防)澤本主幹

御質問のあったとおり、北海道高等聾学校に説明を行っているのは、4月になってから北海道高等聾学校と確認しまして、保護者が集まる時に御説明させていただいております。

○佐藤委員

それでは保護者と、あと北海道高等聾学校の生徒にも併せて御説明などはされているのか、お聞かせください。

○(消防)澤本主幹

北海道高等聾学校の関係につきましてですが、あくまでも保護者を対象に説明を行っているところでございます。

○佐藤委員

毎年、何名ぐらいの保護者の方を対象に説明会をされているのか、お聞かせください。

○(消防)澤本主幹

はっきりした人数は把握しておりませんが、約30人となっております。

○佐藤委員

毎年大体30名の方ですとか、市に關係する地域包括支援センターや一般社団法人小樽ろうあ協会などに呼びかけていても、なかなか数が増えていないという現状が分かりました。

では、続きまして、119番映像通報システムについてお尋ねします。

令和6年10月から導入しておりますけれども、この事業の説明をお願いいたします。

○(消防)澤本主幹

119番映像通報システムにつきましては、119番通報を受けた消防指令センターが必要と判断した場合におきまして、通報者のスマートフォンにショートメッセージを送信し、通報者は送られてくるページにアクセスすることで、消防指令センターと災害現場を撮影した動画の送受信やビデオ通話ができるシステムになります。

○佐藤委員

この119番映像通報時の利用実績は、導入されてから何件あるのか、お聞かせください。

○(消防)澤本主幹

119番通報におけます映像通報システムの利用実績につきましては、導入から現在のところで1件となっております。

○佐藤委員

このシステムはどのような効果が期待できるのか、お聞かせください。

○(消防)澤本主幹

119番映像通報システムの効果は、傷病者が発生した場合において、応急手当の方法が分からない通報者に対して、応急手当の映像を送信し、その映像を確認して指導が行えます。また、災害現場を消防指令センターが映像で確認することで、災害状況をより具体的に把握することができます。

○佐藤委員

私も調べていて、やはりそういった効果は期待できると思ったのですが、今、この二つを消防にお聞きしたのですが、Net119緊急通報システムに関しましても、もっと登録者数が増えたりとか、実際に利用する件数は少ないにこしたことはないのですが、やはりそもそもの母数を上げていって、みんなが面倒くさがないで使っただけのといいと思っております。

やはり、今だったら保護者も大分若く、スマートフォンやパソコンなども使いこなしている方も多いと思うのですが、そこから自分の子供にというのがなかなか伝わりづらいのではないかと思いますので、何とか小樽市でやっているこの事業の周知をお願いしたいと思います。

特に119番映像通報システムに関しましては、北海道でも小樽市は先駆者的に非常に早く導入していると思います。まだ道内では数か所しか事業としては行っておりませんので、ぜひ先駆的な好事例、小樽市でもこういったことがうまくいったとか、このように使うと非常に勝手がよいとか、好事例を発信できるといいと思ひまして、非常に期待しておりますので、何とかこのシステムを広めていただきたいと思ひます。

◎子供の虐待について

続きまして、子供の虐待についてお尋ねします。

まず、こども家庭センターの業務についてお聞きします。

○(こども未来)山谷主幹

主な業務内容といたしましては、1、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に対する必要な情報提供、助言や指導、2、要保護児童及び要支援児童並びに特定妊婦に対する支援及び支援計画の策定、3、保健医療及び福祉の関係機関との連絡調整、4、母子保健事業の実施、5、要保護児童対策地域協議会の運営となっております。

○佐藤委員

それでは、要保護児童対策地域協議会とはどういったものなのか、お聞かせください。

○(こども未来)山谷主幹

児童虐待の早期発見や適切な支援を図るため、福祉や保健医療、学校、警察、地域などの関係機関から構成される協議会であり、小樽市におきましては平成17年に設置されております。

○佐藤委員

それでは、小樽市の令和6年度の児童に関する相談の全体の件数、その中で虐待に関係する件数についてお聞かせください。

○(こども未来)山谷主幹

令和6年度の家庭児童相談の相談件数につきましては、合計218件となっており、そのうち児童虐待の相談件数は83件となっております。その内訳につきましては、身体的虐待が25件、性的虐待が1件、心理的虐待が45件、ネグレクトが12件となっております。

○佐藤委員

この相談件数は、小樽市では多いと考えているのか、少ないと考えているのか、また、虐待に関する相談についてもどのように考えるのか、お聞かせください。

○(こども未来)山谷主幹

まず、家庭児童相談の相談件数につきましては、年度による変動はありますが、おおむね200件前後で推移してお

ります。また、児童虐待の相談件数につきましては令和3年度、令和4年度が約130件と多い状況でしたが、令和2年度、令和5年度、令和6年度につきましては80件台で推移しております。

この件数が多いのか少ないのか評価が難しいところではありますが、引き続き市民の方や関係機関の方が相談しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、この相談を受けるのは主に日中が多いのか、時間帯についてお聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

特にどの時間帯が多い少ないというのはございません。

○佐藤委員

虐待に関する相談も含めて、何歳ぐらいの相談が多いのか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

令和6年度の件数でお答えさせていただきますが、年齢ごとの件数で判断いたしますと、中学生の相談が多い状況となっております。

○佐藤委員

実の父親ですとか、また養父からの性的虐待を受けていた娘が訴訟を起こすというニュースを度々目にするのですけれども、小樽市で性虐待を受けている相談があったといった場合、どのような対応の流れになっているのか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

性的虐待は緊急性が高いということと、被害を受けた児童との面接、聞き取りにつきましては、専門的な技術を要することから、当センターにおきまして性的虐待の通報を受理した場合は、即、北海道中央児童相談所に連絡し、対応を依頼しております。

○佐藤委員

迅速に対応していただけるとお聞きいたしまして、安心しております。

今年3月に児童相談所が対応した児童虐待の件数というものが発表されていたのですけれども、22万5,500件余りと過去最高という発表だったのです。ただ、先ほど主幹の話をお聞きいたしまして、小樽市内では数年前から少しずつ減ってきているという内容でしたので、こちらに関しましても安心したところでございます。

毎日のようにかかってくる、多いときもあれば少ないときもあるかもしれませんが、いろいろ悩んで相談してくる子供、それから、その保護者たちの声を聞いていただけていることに感謝いたします。今後ともこの小樽市に生まれて育つ子供たちのために、どうぞよろしく願いいたします。

---

○中村(吉宏)委員

◎買物支援の全庁的検討について

一般質問でも取り上げました、買物支援の施策について伺ってまいります。

高齢者を中心に買物が困難な方たちへの支援を求めるものでありますけれども、これを一旦質問していく中で、答弁の中では、高齢者の方の買物支援策、移動支援という観点から進めるということをお伺いして、移動支援を再度お伺いしたところ、再質問の御答弁ですけれども、まずは歩行可能な方については公共交通の範疇で考えていきたい、対応を考えたい、歩行困難な方については福祉部門の方面で考えていくということですが、この公共交通についても様々お伺いいたしました。

その中での御答弁、バスの減便や路線廃止を受けまして、新しい公共交通、今回、特に乗り合いタクシーなども出しましたが、現在、こういったものへの導入は検討していないという中で、買物支援について公共交通の中で検

討していくということなのですから、どのような対応策を考えているのかを伺いたいと思います。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

本市におきましては、買物や通院、通勤・通学をはじめとした市民生活に利用されているバス路線を維持することで、市民の移動手段を確保していきたいと考えております。

○中村(吉宏) 委員

そのバス路線維持も小樽市公共交通網形成計画の中で位置づけられていることだと思うのですが、減便などが進んでいて、また、停留所から離れた場所にお住まいの高齢者なども多々いるのが本市の実情だと思います。

そういった中で、バス路線に頼ることは一つ重要なことかもしれませんが、その中においてダイヤの不便さもあつたり、毎回お金がかかるという部分もあつたりする中で、現存の公共交通でというお話ではないのですが、この施策を実施するに当たって、公共交通を利用したという方向性といったものは何かお持ちなのか、お示ください。

○(総合政策) 官民連携室柳谷主幹

公共交通の側面で見ますと、市民の皆さんの移動手段を確保するため、現在の路線バス網を維持するという前提がございますので、直ちにこのために何か新たなものを導入することは難しいと考えております。

○中村(吉宏) 委員

とはいえ、維持するというところで行政なりの取組ということでありまして、片や路線が廃止になって、その不便さを感じている市民の方たち、特に高齢の移動困難な方たちがいらっしゃるということです。そういったことも踏まえて、今回、買物支援ということなのですが、行政としては取り組んでいただきたいという方向でいろいろ御質問しているわけですが、今後やはり何か新しい方向性を考えなければならないことは課題だと思います。

一方で、歩行困難である方については福祉の方面で対応するべきだという課題を挙げられてはいますが、どのような対応をしていくつもりなのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室太田主幹

今の御質問なのですが、一般質問の中で一部お答えはしているのですが、今まで高齢者を含めまして、買物以外にも移動に困難を抱える方に対しては、福祉の移動支援という観点で対策に取り組むということで進めていたのですが、今、福祉の関係業者のいろいろな問題もありまして、そこが一部ストップしている状態が現実です。

ただ、一方で、福祉サービスとして、例えば要支援や要介護の認定をお持ちの方であれば、介護保険サービスの中で、訪問介護、ヘルパーが訪問して介護するというものの中で、買物をしてきてもらう支援と、御本人が外出するときに、身体の介護という意味で同行をするというサービスがありまして、その中で一部対応可能となっております。

これについては、要支援の認定が必要だったり、ケアプランへの位置づけだったり、もちろん介護保険サービスですので一部自己負担が生じる部分等があります。そもそも外出がなかなか難しいという方であれば、日常生活自体に困難を抱える方がやはり多いものですから、そういったサービスも含めて御検討いただけて、申請につながっているものと考えております。

○中村(吉宏) 委員

今、福祉方面での御対応ということで歩行困難な方の御答弁をいただきましたけれども、対象とするのは、やはり介護保険が適用された場面でのサービスだということでありまして。このまちの中には介護保険を利用するまではいかないのだけれども、離れた場所への買物はなかなか難しいという高齢の方、歩行困難を伴う方もいらっしゃると思うのです。そういった方たちへの何かサービスの施策などの検討状況はあるのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

そういった方たちへの対応なのですが、そういった部分も含めまして、先ほどお話しさせていただきました移動支援は、地域支援事業の中の生活支援体制整備事業の一環としての取組で今まで進めてきております。その部分で何か取り組めるものがないかは、引き続き検討していく形で考えております。

○中村(吉宏)委員

今、出てきた生活支援の体制整備の事業でこれから何か対応できないかと、現在は特に対応できるようなメニューといった枠組みはないということによろしいのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

残念なのですが、今の体制の中では対応可能なものがない状態です。

○中村(吉宏)委員

この議論も出して数年がたって、今の状況はどうですかという形でお伺いしています。進めていただくという形で御答弁いただいていますし、この後、前進していくことを期待します。

一方で、今回の定例会の中では、民間の事業者へ協力を求める考え方はどうかということでありました。福祉事業者も人材不足、それから経営上の課題で難しいという回答をいただいている中で、大手スーパーにもお声かけいただいたということですが、どのようなお声かけをしていただいたのか、お示しいただけますか。

○福祉保険部長

これは私がお聞きしたものですから、私からお答えさせていただきます。

本会議でもお話したのですが、市内で何店舗も展開する大手スーパーの役員がたまたま知っている方だったので電話をしてお聞きしました。私からは、本州の他都市の事例、兵庫県神戸市の生協でやっている買物バスの事例を挙げて、小売店側が自店の車両を使って地域を定期的に巡回し、高齢者を店舗まで送迎して買物をしてもらおうという取組があるのだけれども、そういった取組を御社ではできるか、そういった事例があるか、そして、もし実施できるのであれば市からどのような支援があればできるか。それから、このできるかについては、顧客を囲い込みするメリットを含めて、経済的な観点からどうかと、あと、ほかのまちでは地域貢献として実施しているまちもあるのだけれども、そういった観点からではどうかということでお聞きした次第でございます。

○中村(吉宏)委員

まさしく、でも、これは、今、福祉保険部長が人的なつてもおありでしょうから聞いていただいたということなのでしょうけれども、私がこれを伺ったのは、これはできるかという程度のお話だったのかと思ったら、随分突っ込んだ内容でやっていただけたのかと思います。

一般質問の御答弁では、さらにほか数社も聞いていただけるということなのですが、その際にこういう形でできるかという形ではなくて、もしこの施策を実際にもう一步突っ込んで取り組んでいただけるようであれば、特に今の社会貢献のお話などはそうですが、実際にこれに取り組んでいただいたら、市として、小樽市の市民に社会貢献している企業だということをしっかりとPRといった部分で表示していくことだって可能だと。

現に、兵庫県も同じような取組で宣伝しているということでもありますし、また、その金銭的な何かがあればその金額で支援できる、できないというのがあるかもしれませんが、そういったのも検討しながらだけれども、ぜひ積極的に取り組んでもらえないだろうかという提案型のお話の持っていく方をさせていただくと、あるいは企業も検討の余地が出てくるのかと思うのです。一步突っ込んだということを含めて、もう少し取組をしていただければという観点でお伺いしますが、いかがでしょうか。

○福祉保険部長

今、委員から地域貢献、社会貢献という形での企業側のメリットをうたってはどうかというお話でございますが、現在、市としてはそのような制度があるわけではありませんが、本当に地域貢献として企業側がやってくれるので

あれば、そのような地域貢献をやっていただいているということで、ホームページといったところにうたうことは可能かと思えます。

**○中村(吉宏)委員**

今の御答弁も、福祉保険部から出てきたわけであります。

一般質問の本質問でこの質問をさせていただいた際に、こういう取組が必要になってくるわけで、これは福祉保険部で企画を立てて全部やるのはなかなか難しいのだろうと思うのです。そのときに、例えばこういう企画ものであれば、福祉保険部から総合政策部、あるいは産業港湾部にしっかりと話が渡って、経済方面や企画方面と全庁的なネットワークの中で解決をしていただきたいという考え方を御提案させていただいているのですが、何か消極的に、高齢者の問題だから福祉の問題という形で片づいてしまう、ここが悲しいと思えます。

改めて、今、御提言した企画も含めて全庁的な取組をしていただきたいと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか、お伺いします。

**○福祉保険部長**

本会議でも答弁させていただきましたが、実は、私が小売店の役員にお聞きしたときに、取締役の方は、前職として、全道で地域公共交通を担う会社の役員だったものですから、その見地からアドバイスをいただいたのです。問題というのは分けてシンプルに考えたほうが良いと。それは、本会議でも答弁しましたが、買物支援を求めている人は、どういう位置づけの人か、その買物だけではなくて、移動に困難を抱えている人なのだろうと。体は動くけれども移動手段がないのであれば、地域公共交通の問題であり、体が動かなくて買物に行けないのであれば福祉の問題だと、それは分けて考えたほうが良いということでアドバイスをいただきまして、答弁させていただいたのです。

やはりその地域公共交通でいいますと、先ほど答弁させていただきましたが、基本的には今の路線維持といった問題で今対応していると。なかなか本当に買物に困難を抱えている方のところまでは足を伸ばすというのは難しいというお話でございました。また、経済的な観点で言うと、企業側ではメリットがないということでありましたので、地域貢献というのも、この経営状況が厳しい中では非常に難しいと。

となりますと、今、私どもができるものは、先ほど主幹からも答弁しましたけれども、生活支援体制整備事業の中で、買物、移動支援に困難を抱えている方をどうやって救うかといった観点になってくるのかと思えますので、やはり現実としては、今のところは、福祉保険部門で対応するしかないのかとは考えてございます。

**○副市長**

先ほど、中村吉宏委員から御質問のあるとおり、例えば公共交通がなくなったら、どんな問題が発生するのかということをやはり想定はしていかないといけないと考えております。そういうことを考えますと、決して福祉だけではないですし、公共交通だけの問題ではないですし、いろいろなものを加味しながら、市民サービスが低下していくということは想定していかなければいけないと考えてございます。常日頃やはり公共交通の課題、ただ単に路線維持ではなくて、その影響を踏まえた中で、影響のあるところとしっかり情報共有を図っていかないといけないですし、その中で特に課題は何なのかと言ったときに、もしかしら福祉かもしれないですし、公共交通かもしれないですし、産業かもしれないと。

そういうところをしっかりと情報共有しながら、市として何をやるのかということはいっしょに見定めていく必要があると考えてございますので、やはり庁内との情報共有は図っていく必要があるかと考えているところでございます。

**○中村(吉宏)委員**

福祉保険部長も一生懸命全庁にわたる答弁をしていただきましたし、また、今、副市長のお言葉にもありました、やはり全庁的に考えなければならない、公共交通、それから民間を巻き込んでいくこと、そして福祉もということ

で、高齢化率がやはり40%を超えてきている本市で、お年寄りの生活の安心や満足度を図っていかねなければならない。その中で、地域の個人商店などがどんどん廃業して、お買物が難しくなってくる。

とある方とお話をすると、その方も親が離れたところで、独りで暮らしている高齢の方だと。親のために、お仕事が終わった後に、車で移動して週に1回でもお買物のお手伝いをして、その後、また自分の生活の手当もいろいろしてということで大変なのだというお話も伺っています。

これが市民の実情だと思うので、これから検討という部分もあると思いますから、今ここでこれ以上お伺いしてもプラスのものは出てこないと思いますけれども、そういった側面も、子育て支援も非常に重要で、今、充実していますが、高齢者の対応も引き続き御検討いただきたいと思います。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

#### ○委員長

みらいに移します。

---

#### ○白濱委員

##### ◎未利用財産の利活用について

最初に、未利用財産の利活用についてお尋ねしてまいりたいと思います。

今定例会の一般質問で質問させていただきました、未利用財産利活用の基本方針策定について伺ってまいります。

富良野市の例を挙げまして、本市の未利用財産利活用の基本方針策定について見解を伺いましたところ、現在、当該方針は未策定であるものの、廃校となった小・中学校や用途廃止となった施設について学校再編に伴う跡利用検討委員会や小樽市用途廃止施設の利活用検討会議に諮りながら利活用を検討しているので、現時点では基本方針の策定は考えていないとの御答弁でありました。

それでは、御答弁にありました小樽市用途廃止施設の利活用検討会議の設置目的と構成メンバーについてお知らせ願います。また、利活用調整会議があると聞いておりますので、こちらについても設置目的と構成メンバーについてお知らせ願います。

##### ○（財政）藤本主幹

小樽市用途廃止施設の利活用検討会議は、未利用の不動産や用途廃止、もしくは用途廃止予定の公共施設等を他の市民サービスの向上のための施設として利活用すること、並びに有効な処分方法を検討することを目的とし、副市長を委員長とし、関係部の部長職によって構成しております。

また、小樽市用途廃止施設の利活用調整会議は、用途廃止施設の利活用検討会議における検討内容の実現性及びその実施策等の検討を行うため、関係部の次長職及び課長職で構成しております。

##### ○白濱委員

メンバーの設置目的についてお知らせいただきました。

次に、この検討会議と調整会議では、用途廃止施設について具体的にどのような事項を議論されているのか、また、どれくらいの周期で開催されているのか、伺いたいと思います。

##### ○（財政）藤本主幹

小樽市用途廃止施設の利活用検討会議及び調整会議の開催につきまして、例年ですと、春と秋の年2回開催しておりまして、春の会議では主に売却する施設について、秋の会議では主に除却する施設について、それぞれ協議しております。

○白濱委員

売却と除却について議論されているということで伺いました。

次にお聞きいたしますが、多くの地方自治体では、公共施設が用途廃止された後に本格的に利用されていない公共財産を未利用財産と定義しておりますけれども、本市においては、用途廃止が決定された施設が行政財産としての機能を失い、普通財産へと区分変更された段階で公用、公共用としての直接的な使用目的を持たない未利用財産として位置づけられますか、確認いたします。

○(財政) 契約管財課長

一般的に行政目的を持たない普通財産は、利用目的がなく、所有しているだけの未利用財産であり、本市でも行政財産としての機能を失い、普通財産と区分した財産は、貸し付けている物件を除き、未利用財産として位置づけております。

○白濱委員

それでは、お聞かせいただきたいのですけれども、用途廃止を決定した施設が未利用財産と呼ばれる、あるいは取り扱われるようになる具体的な条件や期間の目安はどれくらいなのでしょう。

○(財政) 藤本主幹

本市におきましては、明確な基準等はなく、施設の状況などを勘案し、判断する形となっております。

○白濱委員

その都度、1件ずつ勘案するという事です。

次に伺いますが、用途廃止により、今後、使用する見込みのなくなった施設については小樽市公共施設総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本方針の中では、どのような方針、方向性になっているのでしょうか、伺います。

○(財政) 藤本主幹

小樽市公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本方針では、用途変更などによる有効活用が難しい施設や用途廃止により、今後使用する見込みが無くなった施設については積極的に売却・賃貸等を検討し、これにより得られる財源は残存する施設の維持費に充当するものとしております。

○白濱委員

積極的に活用処分をされているということが分かりました。

次に、未利用財産の利活用には転用、売却、貸付けや除却などがあると聞いておりますけれども、本市におけるそれらの判断基準についてお知らせ願います。また、判断基準はどのように定められているというか、どこで決められているものなのか、併せてお知らせをお願いします。

○(財政) 藤本主幹

本市におきましては、未利用財産の利活用に関する明確な判断基準等はありませんが、学校再編に伴う跡利用検討委員会や用途廃止施設の利活用検討会議など、庁内において協議を行い、施設の状況などを勘案しながら判断しているものであります。

○白濱委員

ここで、未利用財産の情報についての市民への公開について伺ってまいります。

未利用財産利活用の基本方針を策定している自治体では、未利用財産の情報を集約し、ホームページなどで積極的に市民に分かりやすく公開することで潜在的なニーズとのマッチングを図り、売却の促進、貸付けによる有効活用につなげております。また、利活用による民間提案制度などを活用し、民間需要や提案を受け入れる体制を整えております。これらの自治体の未利用資産の一覧を見ますと、処分予定の物件だけではなく、次の利活用を検討する物件、利活用に当たり、個別課題や検討を要する物件情報まで集約し、公開しております。

また、利活用に関する民間提案制度を取り入れている自治体では、対象財産基本情報一覧として、財産名、所有地はもとより、土地情報としての地目、敷地面積、主要物件情報としての築年数、床面積、都市計画情報としての用途地域、都市計画区域などの情報を物件の写真と位置図を付して市民に公開しており、さらには物件の売却、貸付けのプロセスにおける公平性、透明性を確保するとともに市民や民間事業者の多様なニーズに応えるべく、積極的にその情報を公開しているようであります。

また、過去の売却実績一覧も市民へ公開している自治体があります。未利用財産の基本方針策定の中で、個々の物件に対し明確な課題や方向性を分析、集約されていることが、未利用財産の積極的な情報の公開へとつながっているものと思います。

さて、本市の一般会計において、払下げの対象となる普通財産について直近で把握している物件の件数は、令和7年3月31日現在で82件であると一般質問の御答弁でお聞きし、多いことと思われました。

次に、未利用財産の市民への情報公開について、本市の現状をお知らせ願います。

#### ○（財政）契約管財課長

本市では、貸付けや売却の方針が決まった未利用財産の情報のみ、ホームページや広報おたるに掲載しております。

#### ○白濱委員

今後の本市の未利用財産の処分に向けてはどのようにすべきであるのかをお示してください。

#### ○（財政）契約管財課長

一般質問で市長から御答弁いただきましたが、普通財産は、売却や貸付けなどから生じた収益をもって市の財政に寄与するものと考えている一方で、売却に当たっては、近隣地への影響を考慮する必要があるほか、土地の形状や用途地域、接道などの状況、測量や鑑定評価などの費用面が課題であると認識しております。

そのため、順次、課題を整理しながら、売却など未利用財産の活用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

#### ○白濱委員

繰り返しになりますが、未利用財産や用途廃止施設の利活用方針を作成されている自治体では、一件一件抱えている課題等を明確に分析、集約されており、積極的に情報を市民に公開することにより、よりの確に市民ニーズに応え、また、民間提案制度を活用することで、民間からの提案が受け入れやすくなり、さらには市民への公平性、透明性が確保され、ひいてはより多くの売却や貸付けにより、財政確保につながっていくものと思いますので、状況の好転に向けて、本市としても参考にしていただければと思います。

#### ◎不動産の払下げについて

続きまして、不動産の払下げについても、本定例会の一般質問で質問させていただきましたが、何点か伺ってまいります。

市民が市有財産の払下げや、入札の情報を入手する方法の質問に対しましては、対象となる物件の情報を広報おたるや市のホームページでお知らせしているとのことでありました。

また、払下げの対象となる土地の地積数と建物の件数は、令和7年3月31日現在で、土地の地積数が194万3,253平方メートル、建物の件数は82件であるとの御答弁がありました。また、今後、入札を予定している物件の件数の質問につきましては、土地は3件、建物及び敷地が1件との御答弁でありました。

ここで聞きしておきたいのですが、払下げの対象に対して入札予定が土地で3.6%、建物が1.2%と非常に少ないのですけれども、この事由についてお知らせいただけますでしょうか。

#### ○（財政）契約管財課長

まず、土地につきましては、多くの土地が山林や原野など需要が見込めない土地であること、施設については、

学校再編に伴う跡利用検討委員会や用途廃止施設の利活用検討会議において売却方針が決まり、課題が整理され、売却準備に進めているのが現在1件のみのためであります。

#### ○白濱委員

次に、市民が市有財産の払下げや入札情報を入手する方法については、広報おたるや市のホームページで知らせているとの御答弁でありました。実際にホームページを閲覧しますと、この4件についての物件、所在地、数量がそれぞれ表示されており、詳細が決まり次第お知らせしますとお問合せ先が記載されております。

ここで伺いますが、公開日が2025年6月17日とありますけれども、詳細の決定とはいつ頃を予定されているのか。また、公開時点でもう少し物件の情報掲載があってもよいのでは、例えば、都市計画の情報や写真、位置図の掲載があれば、現在、小樽市の物件は遠方の方にも人気があるようなので、少しでも多くの問合せにつながるとお考えいただけますけれども、どうなのでしょう。

#### ○(財政) 契約管財課長

現在、売却予定の物件について測量及び鑑定評価を行っている最中でありますが、それらが終了し、売却準備が整い次第、広報おたるやホームページに掲載いたします。また、その際には写真や位置図なども掲載することとしたいと考えております。

#### ○白濱委員

次に、一般質問の中で一般競争入札による払下げ手続の流れについて、概略的にお示しいただきました。

深川市や他の複数の自治体では、市有地の入札から所有権移転登記までの手続の流れと、入札に必要な書類関係と記載例についてホームページに掲載されておりますが、本市の場合は、市民に向けてのこれらの情報発信はどのようになっているのか、お知らせを願います。

#### ○(財政) 契約管財課長

売却準備が整い次第、本市においても他市と同様に、入札から所有権移転登記までの手続の流れ、入札に必要な関係書類の記載例について、ホームページに掲載する予定でございます。

#### ○白濱委員

本市における周知の一般競争入札の基準となる予定価格は、現在、不動産鑑定士による鑑定評価額を基に、小樽市市有財産等評価委員会に諮り、決定しているとのことをご一般質問の御答弁の中でお聞きいたしました。

貸付け中の財産の払下げについて、例えばこういう物件を30年、40年、50年にわたり賃貸中の払下げ希望者への公有財産の払下げの場合、処分の促進を目的として、簡易な評価方法で算定されていることもあると聞いておりますので、本市でも簡易な評価方法を研究し、取り入れてみてはどうかという提案です。

#### ◎旧市有地の開発行為について

次に、旧市有地の開発行為に関連してお伺いいたします。

こちらは今定例会の一般質問で質問させていただきましたけれども、過去に朝里川温泉センターや湯鹿里荘であった土地における令和7年7月8日付開発許可番号第1号の開発行為の予定建物の用途をお聞きいたしましたところ、ホテルや旅館、住宅、事務所、飲食店、倉庫であるとの御答弁でありました。

さて、複数の開発計画について、第7次小樽市総合計画における土地利用の基本的な方針に沿った第2次小樽市都市計画マスタープランのまちづくりの部門方針の土地利用の方針の中で、朝里川温泉地区は、観光・レクリエーション交流ゾーンとして自然と調和した温泉やスポーツ施設など、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点として、機能の向上に努めますと記載されております。地域の特性を生かした秩序ある開発が進められるものと思っております。

最初に、一般的には第2次小樽市都市計画マスタープランのまちづくりの部門別方針の土地利用の方針の説明をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○(建設)都市計画課長

一般的に土地利用に係る内容につきまして、窓口やお電話でお伝えしている内容としましては、第2次小樽市都市計画マスタープランに定められた土地利用の方針をお伝えしているのではなく、都市計画法のほか、第2次小樽市都市計画マスタープランなどの方針等に即して定めている用途地域などの土地利用に係る規制内容などについてお伝えすることによりまして、適正な土地利用が図られるものと考えております。

○白濱委員

旧朝里川温泉センター跡地の所有者については、以前は前田建設工業株式会社と記憶しておりました。

次に、開発許可番号第1号の小樽市朝里川温泉2丁目670番3他は旧市有地でしたので、そのうち平成21年度に解体された湯鹿里荘跡地について、払下げをされ民間へ売却されたと思われませんが、払下げをされたのはいつであるのか、相手方はどこであったのか、一般競争入札によるものかなどを確認いたします。

○(産業港湾)観光振興室吉川主幹

湯鹿里荘の跡地につきましては、令和4年1月に隣接する朝里川温泉センター跡地の一部との交換により、株式会社Sassonに譲渡しております。

○白濱委員

次に、歌碑ファンの方や歴史探訪をされる方にとってはとても気にかかることですので、お伺いしたいと思います。

湯鹿里荘と地続きの旧朝里川温泉センターの奥にある青山ゆき路の歌碑については、現在どのようになっているのか、過去に移設されているのかなど、お知らせ願います。

○(産業港湾)観光振興室吉川主幹

青山ゆき路の歌碑につきましては、土地所有者の所有であります。現存していることを確認しており、過去に移設されたことはございません。

○白濱委員

そうすると、現在は民地の中に歌碑があることが確認されました。

最後に、民間開発による経済効果については、開発行為に伴う開発利益として観光消費の増加や雇用の創出、関連産業の活性化などにより、市内全般に波及効果が期待されますけれども、今回の開発許可番号第1号による開発行為、その後の建築予定の建築物などによる事業展開については、観光振興についてどのように受け止めているのでしょうか、お尋ねいたします。

○(産業港湾)観光振興室吉川主幹

御質問の民間開発につきましては、委員のおっしゃるように、観光客の増加に伴う様々な波及効果が期待できるものと考えておりますし、朝里川温泉地域の温泉地としての魅力がまた一つ高まることで、国内外からの観光客の誘致が進み、さらに市内全体の観光業の活性化につながることを期待しております。

○白濱委員

朝里川地区も有効な観光資源がたくさんありますので、小樽市のいろいろな経済効果に波及し、さらなる発展を遂げていくことに期待を寄せまして、私の質問を終了させていただきます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算は否決を主張し、討論いたします。

理由は、子育て支援金関連予算です。政府は、子育て支援の予算確保のため、既定予算の活用、徹底した歳出改革、医療保険の保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金の創設で確保するとされています。加入する保険の違いで、負担額にばらつきが出ます。逆進性も生じ、格差を広げることになります。医療保険に上乗せ徴収すること自体が禁じ手であり、子育て予算の拡充というのなら、公費そのものを増やすべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、小池副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。